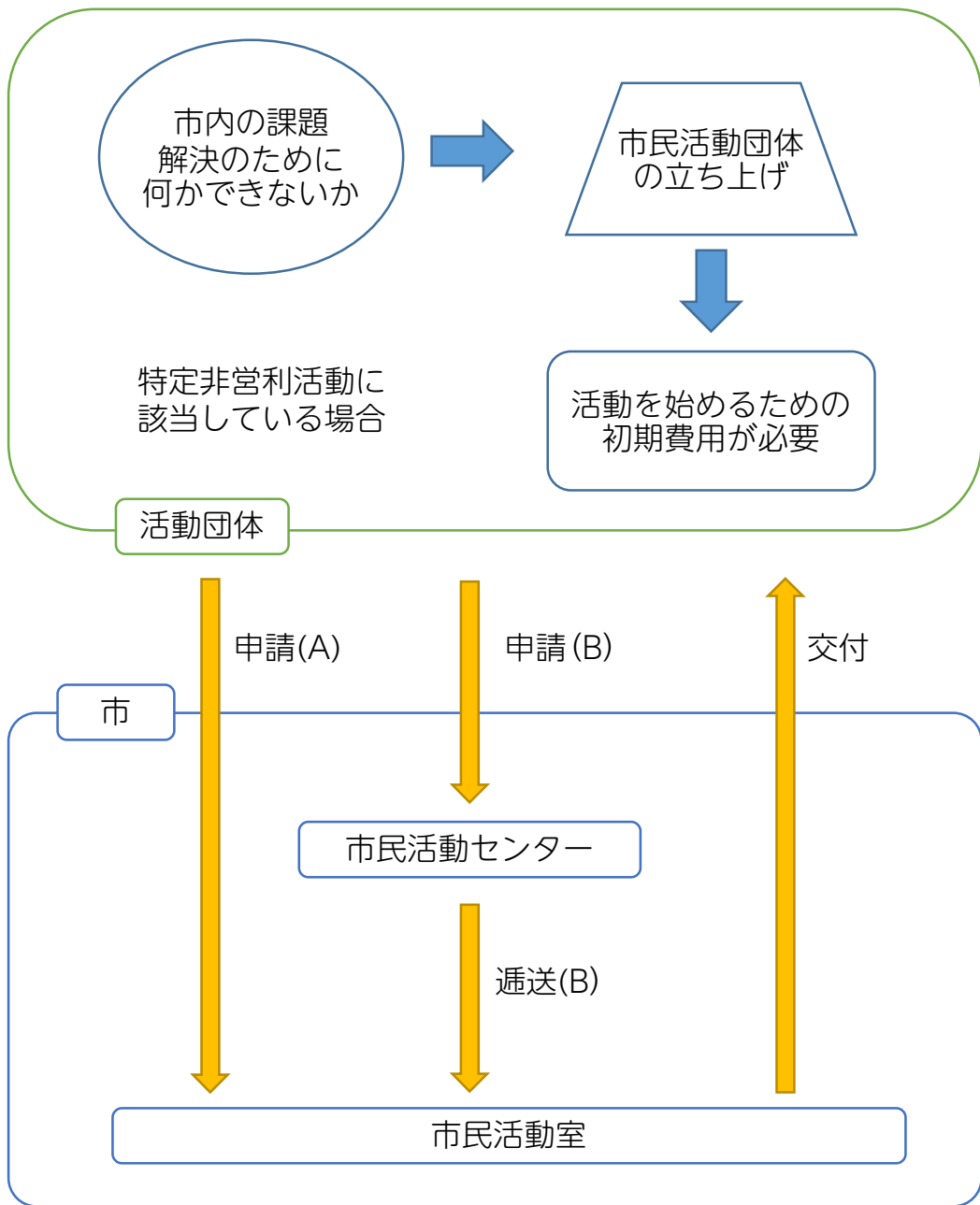


市民活動団体設立助成金（団体を立ち上げた年度※内）

※NPO法人の場合、法務局へ登記申請をした日が設立日です。  
県の認証を受けた日ではないので、注意してください。



※申請書の提出先について

市役所の市民活動室（広報秘書課内）に提出する以外に、  
市民活動センターへ提出することもできます。  
助成金の交付決定は、市民活動室で行います。

## ○助成対象となる経費

経費の種類	要件・例
報償費	研修等に要する講師の謝礼
旅費	研修等に要する講師の交通費、 研修会等に出席するための交通費
需用費	事務用品及び書籍等の消耗品、 チラシの印刷
役務費	郵便及び配送にかかる費用、 役務の提供に伴う手数料
保険料	ボランティア活動の保険
使用料及び借上料	研修等に要する会場使用料、 活動に必要な機器の借上料
備品購入費	活動に必要な機器の購入費
負担金	研修会等の参加費、 協議会等の負担金

## ○特定非営利活動

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 地域防災活動
- 21 障がい者の自立と共生社会※1の実現を図る活動
- 22 多文化共生社会※2づくりの推進を図る活動

### ※1 共生社会

障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会

### ※2 多文化共生社会

国籍や、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会